

国立大学法人総合研究大学院大学利益相反マネジメントポリシー

令和5年7月25日
役員会決定

1. 目的

国立大学法人総合研究大学院大学（以下「大学」という。）に課せられた最大の使命は、高い専門性と広い視野を有する世界水準の研究者の養成にある。大学の主たる使命である教育・研究に対する責務を全うしつつ、社会貢献を通じ、国際社会や地域社会に貢献することを目的としている。

真理の探究とその成果公表による社会貢献を原則とする大学と、利益追求を主たる目的とする企業等の経済主体では自ずとその基本的な性格や役割が異なる。そのため、大学及び大学の教職員、学生が公正かつ効率的な研究等の活動を行っていく上で、いわゆる「利益相反」や「責務相反」の問題への対処は不可避である。この問題は、産学官連携に限らず、兼業等の場合も生じうるものである。

以上を踏まえ、公正かつ効率的な教育・研究について、産学官連携を含む社会貢献活動等を活発にしつつ、かつ、大学の運営の透明性を高めていくために、我々が常に意識しなければならない姿勢として、ここに国立大学法人総合研究大学院大学利益相反マネジメントポリシー（以下「ポリシー」という。）を策定する。

2. 利益相反の定義

利益相反（広義）とは、狭義の利益相反と責務相反を含むものとする。

狭義の利益相反とは、役職員又は大学が産学官連携活動等に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究における責任が衝突・相反している状況をいう。役職員個人が得る利益と役職員個人の大学における責任との相反（個人としての利益相反）と大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反（大学（組織）としての利益相反）とが含まれる。

責務相反とは、役職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

3. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 教育、研究、社会貢献という大学の果たすべき役割に鑑み、大学の役職員は、教育・研究に支障のない範囲内で、産学官連携等の社会貢献活動を推進することを責務の一つとしている。
- (2) 大学は、産学官連携等の社会貢献活動を積極的に奨励するとともに、これらを公正かつ効率的に行うために、役職員の利益相反を未然に防止し、生じた利益相反については、解決のための措置を講じる。
- (3) 役職員は、産学官連携等の社会貢献活動の推進を行う上で利益相反を生じないことを責務とする。法律的に合法と解される場合であっても、主として公的な資金で運営されている教育・研究機関として、公正性が疑われることのないよう、大学のルールに則って妥当かどうかの基準を明確にし、遵守するという考えに基づいて、利益相反のマネジメントを行う。
- (4) 利益相反の問題を考えるに当たっては、学生の教育・研究上の利益の確保に留意する。
- (5) 大学が定める利益相反マネジメントに従って、産学官連携活動を行う組織又は役職員に対して社会から疑義が提起された場合には、大学が利益相反マネジメントについての説明責任を果たす。

4. 利益相反マネジメントの対象及び基準

- (1) 対象者の範囲
役職員（常勤、非常勤を問わない）
- (2) 基準
大学における職務に対して個人的な利益を優先させると見られたり（狭義の利益相反）、個人的な利益があるなしにかかわらず本学外部活動へ時間配分を優先させていると見られたり（責務相反）して、大学の教育・研究活動等の公正さに疑念を生じさせているか否かを基本的な判断基準とする。
- (3) 利益相反の生ずる可能性がある行為は、概ね次の場合をいう。
 - ①兼業活動（技術指導を含む）の場合
 - ②職務に関連し、報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合
 - ③本学以外の企業、大学に大学の教職員が自らの発明等を技術移転等する場合
 - ④共同研究や受託研究に参加する場合
 - ⑤外部から寄附金、設備・物品の供与を受ける場合
 - ⑥①～⑤の相手方等何らかの便益を供与される者に対して、施設、設備の利用を提供する場合

- ⑦①～⑤の相手方等何らかの便益を供与される者から物品を購入する場合
- ⑧その他研究活動に関し、社会通念上不相当と思われる何らかの便益を供与され、又は供与が想定される場合

5. 役職員の責務

- (1) 役職員は、大学の諸規則等に定める場合を除いては、その勤務時間中は職務に専念し、大学がなすべき責を有する職務に誠実に従事しなければならない。
- (2) 役職員は、職務遂行上知り得た秘密を専ら自己の利益を追求するため使用してはならない。
- (3) 役職員は、上記 4. (3)に該当する場合は、勤務時間の内外にかかわらず、大学に対して報告等を行わなければならない。

6. 利益相反マネジメントの体制等

本ポリシーの目的を達成するため、第三者を含む「利益相反マネジメント委員会」を設置し、可視性を確保して適切に利益相反マネジメントを行う。利益相反マネジメント委員会等その他利益相反マネジメントの体制については、別途定める。

7. 情報開示並びに個人情報及び企業情報への配慮

大学の社会的信頼性確保の観点から、個人情報及び企業情報の保護を考慮しつつ、利益相反に関する情報を開示する。また、利益相反状況への対応に関わる全ての役職員等は、役職員等の個人情報及び企業等の秘密とすべき情報を適切に管理するものとする。